

2010年11月5日
日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、当面の金融市場調節方針と指数連動型上場投資信託等の買入について、以下のとおり決定した。

(1) 当面の金融市場調節方針

次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとする（全員一致^(注)）。

無担保コールレート（オーバーナイト物）を、0～0.1%程度で推移するよう促す。

(2) 指数連動型上場投資信託等の買入

資産買入等の基金を通じて行う指数連動型上場投資信託（ETF）および不動産投資信託（J-REIT）の買入について、買入対象の詳細や信託銀行を受託者とする買入方式などの具体的な運用を定める買入基本要領等を決定した（別添参照）。

2. わが国の景気は、緩やかに回復しつつあるものの、改善の動きに一服感がみられる。すなわち、輸出や生産は、このところ横ばい圏内の動きとなっている。設備投資は持ち直しに転じつつある。雇用・所得環境は引き続き厳しい状況にあるものの、その程度は幾分和らいでいる。個人消費は、耐久消費財に駆け込み需要の反動がみられる。この間、金融環境をみると、緩和方向の動きが続いている。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、マクロ的な需給バランスが緩和状態にあるもとで下落しているが、基調的にみると下落幅は縮小を続けている。

3. 先行きの中心的な見通しとしては、わが国経済は、景気改善テンポの鈍化した状況がしばらく続いた後、世界経済の成長率が、新興国・資源国に牽引される形で再び高まっていくと考えられることなどから、緩やかな回復経路に復していくとみられる。物価面では、引き続き、消費者物価の前年比下落幅は縮小していくと考えられる。

^(注) 賛成：白川委員、山口委員、西村委員、須田委員、野田委員、中村委員、亀崎委員、宮尾委員、森本委員。
反対：なし。

4. リスク要因をみると、景気については、新興国・資源国の経済の強まりなど上振れ要因がある一方で、米国経済を中心とする不確実性の強い状況が続くもとで、景気の下振れリスクにも注意が必要である。物価面では、新興国・資源国の高成長を背景とした資源価格の上昇によって、わが国の物価が上振れる可能性がある一方、中長期的な予想物価上昇率の低下などにより、物価上昇率が下振れるリスクもある。
5. 本日の決定により、リスク性資産を含む総額 35 兆円の資産買入等の基金の枠組みが整ったことになる。日本銀行としては、週明けに基金による国債の買入を開始し、以後、順次他の資産の買入を進めることにより、包括的な金融緩和政策の早期の効果波及を図っていく。
6. 日本銀行は、日本経済がデフレから脱却し、物価安定のもとでの持続的成長経路に復帰するために、包括的な金融緩和政策を通じた強力な金融緩和の推進、金融市場の安定確保、成長基盤強化の支援という 3 つの措置を通じて、中央銀行としての貢献を粘り強く続けていく。今後とも、先行きの経済・物価動向を注意深く点検したうえで、適切に政策対応を行っていく方針である。

以 上

指数連動型上場投資信託・不動産投資信託買入等の概要

1. 買入対象

- (1) 指数連動型上場投資信託（ETF）であって、東証株価指数（TOPIX）または日経平均株価（日経225）に連動するもの。
- (2) 不動産投資信託（J-REIT）であって、AA格相当以上のもので、信用力その他に問題のないもの。
- (3) 不動産投資信託（J-REIT）については、取引所で売買の成立した日数が年間200日以上あり、かつ年間の売買の累計額が200億円以上であること。

2. 買入方式

- (1) 信託銀行を受託者とし、信託財産として買入れる。
- (2) 市場の状況に応じ、日本銀行が定める基準に従って受託者が買入れを進捗させるものとする。

3. 買入価格

原則として、取引所での売買高加重平均価格とする。

4. 銘柄別の買入限度額

- (1) 指数連動型上場投資信託（ETF）は、買入額が銘柄毎の時価総額に概ね比例するよう銘柄毎の買入上限を設定する。
- (2) 不動産投資信託（J-REIT）は、各銘柄の発行残高の5%以内であって、買入額が銘柄毎の時価総額に概ね比例するよう銘柄毎の買入上限を設定する。

5. 不動産投資信託（J－R E I T）の議決権行使

投資主の利益の最大化を目的とする指針を日本銀行が定め、信託銀行に行使させる。

6. 買入れた資産の処分

- (1) ①不動産投資信託（J－R E I T）については銘柄別残高が5%を超過した場合、②監理銘柄・整理銘柄に指定された場合、③公開買付けに応じる場合等には、速やかに当該銘柄の処分を行う。
- (2) 上記以外の場合に処分を行う際は、損失発生や市場への攪乱的な影響を極力回避することを考慮した指針を日本銀行が定め、信託銀行に処分させる。

7. 引当金

指数連動型上場投資信託（E T F）、不動産投資信託（J－R E I T）のそれぞれについて時価と簿価の差額を計上する。

8. その他

日本銀行の情報管理体制等を整備する。

以 上

(参考)

・開催時間——11月4日(木) 16:00~17:29
11月5日(金) 9:00~11:31

・出席委員——議長 白川 方明 (総裁)
山口 廣秀 (副総裁)
西村 清彦 (副総裁)
須田 美矢子 (審議委員)
野田 忠男 (")
中村 清次 (")
亀崎 英敏 (")
宮尾 龍蔵 (")
森本 宜久 (")

上記のほか、

11月4日

木下康司 財務省大臣官房総括審議官 (16:00~17:29)
梅溪健児 内閣府政策統括官(経済財政運営担当) (16:00~17:29)

11月5日

櫻井充 財務副大臣 (9:00~11:15、11:21~11:31)
和田隆志 内閣府大臣政務官 (9:00~11:15、11:21~11:31)

が出席。

・金融経済月報の公表日時——11月8日(月) 14:00

・議事要旨の公表日時——12月27日(月) 8:50

以 上